

動植物検疫のお知らせ 日本では、海外からの肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い刑罰（３年以下の懲役または３００万円以下の罰金等）の対象となる場合があります。

年末年始で海外へお出かけの際は、日本へ肉製品や果実・野菜等を持ち込まないよう、十分に御注意ください。動植物検疫の詳細につきましては、以下リンク先を御参照ください。

○植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

あなたのおみやげを 「感染源」にしないために。



イラスト作成

漫画『植物病理学は
明日の君を願う』

竹良 実

試し読みは
こちら！



小学館



5月12日は国際植物防疫デーです

農林水産省

植 物 防 疫 所

海外からの植物の持ち込みは、植物防疫法により禁止または制限されています。
ご相談はお近くの植物防疫所・植物検疫カウンターまで。

植物防疫所Webサイト

植 物 防 疫 検 索

